

<付>

「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」

農商務省 明治四十一年七月在 米国海外実業訓練生 椎原廣男 報告

第1. 採鮑業の沿革

加州沿岸モンテレー付近において邦人の採鮑業を開始せるは、明治30年野田音三郎氏に初り、当時氏は和歌山県の漁夫4名と共にこの地に来たり、現今の灯台付近においてこれを開始せるが、後ち幾ばくもなくして他の漁業に転ずるや、間もなく明治31年2月に至り、千葉県人小谷源之助氏は弟たる小谷仲次郎氏と共に、カーメロ・ポイント・ローボスにおいてこの業を開始し、爾来兄弟相協力し、これに加えて小谷仲次郎氏の旧大日本水産会付属水産伝習所第2回卒業生たると、この土地のサンピードロ以北100哩沿岸中第一の良湾を形成せると交通の便あると、中途にして建築家にしてまた富豪として有名なるアーレン氏と協同せるとによりて、その事業は強固となれり。従来裸体潜水の法によりて採鮑なしつつありしも、31年11月に至りて初て潜水機1台を使用するに至り、翌年更になお1台を増加し、昨年潜水機使用採鮑禁止令発布せらるるまで継続し、目下は手鉈捕獲の法を行いつつありて、実に加州沿岸地における採鮑業は氏の一手に帰するの観あり。

この他サンピードロ付近においては、さらに井某これに従事しありしも、目下その消息を知らず。ただ僅かに支那人3名これに従事するを見るに過ぎず、しかしてサンスミオンにてはかつて和歌山県人3名これに従事せるも、中道遁走してその跡を知らず、しかしてこれよりさらに4哩以南のホワイト・ポイントにては邦人5、6名程これに従事し、昨年潜水機禁止令の発布せらるるまで従事せるも、その後の消息明かならず。

以上は桑港以南加州沿岸における本邦採鮑業者の状態なれども、これより北における状態はすこぶる不明なるも、これを一、二の言に徴するに、鮑の生息すること極めて多量なれども、次第に北漸するに及んでその質の劣れるを見るという。畢竟するに加州沿岸における本邦採鮑業者は、前記アーレン氏と小谷氏兄弟との共同に成れる「ポイント・ローボス・キャンニング・カムパニー」のみと言うも誤れるにあらず。

第2. 小谷採鮑製造所

桑港より南方百二十六哩にして一大港湾に達す。モンテレー湾 Bay of Monterey と称す。その南隅にモンテレーあり。太平洋沿岸中の最大漁港にして、邦人のこの地に漁業するもの二百余名に及ぶ。史に拠るに、西暦一千六百二年時の西班牙王フィリップ三世 King Philip III of Spain の命を受けし、ドン・サバスチアン・ピスカイノ Don Sabatian piscaino 将軍始めてこの地に上陸し、実にこの時を以てカリフォルニア全州の第一の開発を行えるの地なるが、これより更に南方5哩にしてカーメロ湾 Bay of Carmelo に達するを得べし。この地三方山岳圍繞し、標高九百「メートル」に及べるものあり。湾は半月形をなし、長さ三哩、幅一哩二分の一にして、その南隅岩石突兀たる処をポイント・ローボスと称し、この背後に約五百「メートル」程の湾入せる入面あり。北に向って開口し、風波を凌ぐに極めて安全にして、これを外にしては、是よりサンスミオンに至る約八十哩の沿岸中、他に繋船すべき処なし。

この湾の東隅涯上に粗造なる家屋のあるは、すなわち今ここに報告せんとする小谷氏の住宅並びにその製造処にして、西岸の涯下にある一棟はその缶詰工場、しかしてこの湾内に浮べるは氏の三十馬力の「ギヤスリン・ボート」と数隻の漁船となり。

工場は南北に長く、間口八間奥行三間、これに鍛冶工場と物置とを供え、工場内には十馬力の直

立式汽罐を供え、これより各一個の煮沸釜と殺菌釜とに蒸汽を導き、一釜は一時に約十二「ケース」の一封度缶を容るるに足るべし。

工場内の余地は封缶作業等に用いられ、海岸に約三間四方の物揚場を設け、これに木製の起重機を供え、以って漁船より直かに鮑を籠に入れて引き上げ、その他一般の用に供し、物揚場において直かに秤量・除殻・洗滌・塩漬等の処理法を行い、これを了せる鮑の肉は、これを二頭曳の馬車にて東方の工場に運ぶ。ここには直径一「メートル」の煮釜ありてこれにて煮熟し、他に乾燥場ありてこれが乾燥を行い、全き乾燥の後この作業を了る。その詳細は別項に譲るべし。

製品は或る数量に達せる後、馬車にて七哩のモンテレーに送り取引先に発送す。目下の取引先は桑港にして、明鮑は白人に、缶詰は邦人の食料品問屋と特約しつつあり。これ各々その人種を異にすると共に、その需用の異なればなり。しかして往年長崎の某海産物仲買業者に送付せるも、別項の如き故障によりて以後これを中止せり。

小谷氏兄弟は前項の如くアーレン氏と合同し、Point Lobos Canning Company の名義をもってアーレン氏を支配人となし、小谷両氏は単に使用人の名義を仮用し、現に北米合衆国水産調査委員の報告書 The Commercial Fisheries of the Pacific Coast States in 1904. Bureau of Fisheries Document No. 612., PP. 18-19., には「一名の米人支配人と十二名の日本人の使用人とを有す」と記載するを見る。これ実に当北米合衆国における邦人経営法の最良手段にして、かくして他の白人の猜疑に基く各種の妨害を免るるを得べし。

余さきに当地方における邦人各種経営者の事業の状態を視察するに際し、先ず感ずるを得たりしは、即ちその共同者の性質にありとす。そのよく当地方において成效を謳むるものは、先ず第一に兄弟と共同せるもの、次は親戚と共同せるもの、次は郷貫を同じうするものにして、その最も劣れるものは即ち他人との共同に在りとす。けだし邦人の性癖として、多年の親交によりて容易く共同出資経営の道を講ずるもの多しと難も、漸くその時日を経るに従いて感情の衝突を來たし、ひとたび利害関係の相反するや直ちに反目疾視して、終に己れが損失を免がれんがために出資額の回収を計るもの多く、ためにこれ等の経営者にしてよく当初の計画を遂行するもの殆んどこれなきは、大いに遺憾とすべき事実なり。よりて余はここに、当地における邦人経営法の最良手段として小谷氏の現況を記述するところなり。

第3. 加州沿岸に於ける鮑の分布

加州沿岸殊に南部における鮑の分布を述ぶるにあたり、先ずその海岸の状態を見るに、桑港湾頭より12哩は岩石にて成りてサンタ・クルズ Santa Cruz に及び、これよりモンテレー湾一帯の砂地を除き、カーメロ湾より約八十哩サンルイス・オビスポ郡のサンスミオンに到る迄巖岩絶壁の險所にして、カーメロ湾を除きて他に良好なる碇泊所なく、更にこれよりサンペードロ San Pedro に及ぶ。

この沿岸一帯に海藻類、殊に褐藻類に属し「ケルプ」Kelp の俗称を有し、「ネレオシスチス・ルツキアナ」Nereocystis Lutkeana の学名を有する一種の藻類に富み、長さ三百呎に及び海岸に打ち揚げられしもの、時々重積して小丘状をなすことあり。10 尋線は海岸より1哩の付近にあれども、海岸の險悪なると共に漸く近接す。

この海岸において鮑の生息するは、殆んど一帯に存すると称するも可なれども、殊にカーメロ湾よりポート・ハーフォード Port Harford 以南に多く、その最も多きはカーメロ及びサンペードロ付近のホワイト・ポイントなりとす。然るに桑港より北方の沿岸においてはその状況の不明なるも

の多しと雖も、世評によれば却て南部沿岸におけるよりも多し。去れどこれに反してその肉質は北方に至るに従いて次第に劣れるものありという。

要するに加州沿岸殊に桑港以南においては、その生息すること極めて多量にして、試みに覗き眼鏡を以って水底を覗えば、その3、4尋の処において鮑の多数を認め易きのみならず、これを潜水業者の言に徴するに、水深4、5尋の海底にして「ケルプ」の多き処に多きを見ると言う。

その鮑の種類は外観上黒介と赤介とありて、肉味前者の遙かに後者に優り、その学名は「ハリオチス・カリフォルニカ」*Haliotis Californica* なりという（加州取締規則に拠る）。この沿岸モンテレー、カーメロ等を除きては人煙極めて稀薄にして、現に小谷氏の居宅付近の如きは人家僅かに4哩四方中10数個に過ぎずして、夜半「カヨテ」*Coyote*（狼の一種）の来たりて窓下に鳴くこと敢て珍しからず。

第4. 採鮑の方法

初め当地において採鮑業を開始するや、その採取の方法は皆な裸体潜水の法によりしも、小谷氏は明治31年11月11日より潜水機1台を使用し、翌年更に1台を増加して、従来裸体潜水の際は、潜水夫1名にして一日よく200封度乃至900封度、最大1,000封度（介殻共、以下これに倣う）に過ぎざりしが、潜水機使用に際し1台8人を要して、5千封度乃至8千封度に達するに至れり。潜水機は初め米国製のものを使用せるもその品質良好ならず。乃ち各部の護謨質は純良ならずして亀裂し易く、且つ頗る高価にして平均700弗を要するも、これを日本より取り寄すればよく半額を節し得るのみならず、その品質良好にして護謨質は純良なるものを用いあれば、比較的長時の使用に適するを以って、爾来本邦より輸入使用しつつあり。しかしてその使用期限は大約1ヶ年間なりという。

然るに昨年初春加州選出議員等の建議により、1907年3月15日加州州法漁業取締規則修正の結果（猶、別項参照）、採捕すべき鮑の種類及び大きさを限定し、同時に潜水機を以って採鮑するを禁じ、且つ同月21日を以て第416条によりモンテレー湾内において鮑類その他一切の介類を採捕するを禁止し、発令の日より実行せられしかば、目下モンテレー湾を除き潜水機を使用せずして手鉈捕獲の法を行いつつあり。

すなわち肩幅4呎の小艇に2名乗り組み、水深3、4尋の処において、底部1呎半高さ2呎余の木箱にして上下に蓋を設けず、只底部のみ硝子板を装置せる水眼鏡によりて海底を覗い、長さ4、5尋の竿の一端に叉状の鉈を装置せるものにして突きてこれを採捕しつつあり。

漁船は従来この地沿岸に用いられしものに、日本漁船の様式を加えし新案のものにして、主として同地に在る漁夫亀井金右衛門氏の造る処にして、氏は去る明治28年中、野田音三郎氏と共にモンテレーに来たり。爾来この地に在りて各種の漁業に従事し、目下小谷氏方に在りて採鮑に従い、紀州熊野の産にして好んで船を作り、従来地の需に応じて実費を以って造艇を行い、その数今日迄殆んど数十隻の多きに達し、これに倣いて造るもの続出し、ためにこの種の漁船モンテレー湾内において優に百数十隻に達せり。その造船費用は同胞に対しては原料を買わしめ、己れは手間代を受くるのみ。すなわち左の如し。

全長 十四呎 九 弗 十七呎 十 弗

以上に「ハーフ、デッキ」を付すれば 十二弗 十九呎「ハーフ、デッキ」付 十四弗

以上日数約七日間

目下使用する手鉈は直径半吋程の鉄の丸棒、長さ約二呎半のものを、先端約五吋を三叉又は四叉

に開き、この先頭を銚状に尖鋭ならしめしものにして、一本の製作費白人の鍛冶屋において一弗を要しつつありしも、過日漁夫において自身試製の結果、従来の価格の約三分の一、すなわち僅かに三十仙内外にて自ら欲する俣のものを作るに至り、目下各自において自製しつつあり。その持続年限は約一ヶ年間なりという。しかしてこの漁業に「ギヤスリン・ボート」を応用するは、三十五年頃小谷氏に始まり、当時氏は十馬力のものを使用しつつありしも、後三十七年に至り三十馬力に改め、爾来、出漁・引き上げ・探険等に漁艇を曳用するに供し、頗る便宜を得つつあり。その詳細は左記の如し。

機械の種類は Fairbank Mose の船用「ギヤスリン・エンジン」にして、馬力三十速力約十八海湮、平均十海湮 油は軽油、即ち Distirate oil なれども、その他石油・輝発油何れも使用するを得べし 油の消費量一時間一馬力に就き一「ポイント」、即ち一「ギャルロン」の油は一馬力にて、八時間を保つを得べく、しかして一「ギャルロン」は二十仙なり。代金一千六百弗（但し、この地方にては同氏が最初に購入せるを以って、先方会社において割引せるものにして、目下は一千八百弗也、）船体長さ三十呎、幅十呎 噸数約九噸、この価格約三百弗

本機械の特徴は、瓦斯爆発に際して大なる音響を發せず、「エンジン」の調節円滑にして、且つ唧筒は三個付設せらる。しかしてこの節働輪に小形「ダイナモ」を付して發電せしめ、船中に数個の電灯を点じ、機関室内の前方において操舵し得られ、單檣を有し「ケツチ」形の帆を掲ぐるを得、しかして一個の汽笛を具備す。

第5. 製法の一般

陸揚げせる生鮑は、秤量後直に介殻を除去し、腸その他腮を除く。この際珠母を発見することあるを以てよくこれを俟せる、後四斗樽に移し、鹽を五合程入れ鮑肉三四十個を入れてよく震蕩し、充分内面に鹽分を付着せる後、これを更に四斗樽に入れ鹽一と握み程を撒布し、次第に載積して樽を充実せしめ蓋を施せる。後一昼夜放置すれば水分浸出して体は柔軟となり、これを直径五呎深さ二呎の桶に入れ海水を注ぎてよく攪拌し、一昼夜の後攪い上ぐれば体の黒色部は全く除去せられて、桶内の水は全く黒色に變ず。これより木箱に入れ、馬車に移して東方の煮上げ場に搬致し、直径一「メートル」程の煮釜に投じ、適度の温度を以って約三時間沸騰せざる様に煮熟せしめ、時々攪拌し、後ちこれを底部を簾状になせる長さ一「メートル」幅二呎程の枠に移し、日当り良好なる処に設けし乾燥台上に併列せしめ、この際腹足部を外面向わしめ、かくして全く乾燥するまで二三日間これを行い、夜間は毎枠相重積し最上部に蓋を行い、かくして明鮑は完製せられ、後ち五百個を一「ケース」とし商品として發送せらる。

缶詰にするものは、体の黒色の全く除去せるものを適宜の大きさに切断して適量を缶に詰め、後ちこれを淡水を半ば充し、常法によりて缶詰の法を施し、完了後四打を以って一「ケース」となして木箱中に収む。この際特殊なる商標を貼付せず。

缶は一封度入り円缶にして桑港なる製缶会社よりの供給に係る。その価格次の如し。

缶每一千個（一「ケース」）	二 十 弗
同上の蓋（周囲に白蠟を付せるもの）每一千個	一弗八十仙
但し、白蠟を付せざる蓋は無料とす	
運賃桑港よりモンテレー迄每五「ケース」	四 弗
配達賃モンテレーよりポイント・ローボス迄每五「ケース」	四 弗
この外	

鹽酸（純良）	一封度	一	弗
白蠟	一封度	三	十 仙

鹽は桑港より南方約二十哩のサンマテオ San Mateo の「レススレー」製鹽会社の製品にして、一噸二十弗なり。しかしてその種類多くして、各個の市価次の如し。

Velvet Grain	75	2-1b	bags	in	bale	\$2.25
〃	50	3-〃	〃	〃	〃	2.25
〃	40	4-〃	〃	〃	〃	2.25
〃	30	5-〃	〃	〃	〃	2.25
〃	15	10-〃	〃	〃	〃	2.25
〃	8	20-〃	〃	〃	〃	2.25

第6. 労銀

潜水機使用時代における労銀・割増金並びに負担法、左の如し。漁夫一名に就き一ヶ月金十五弗の俸給、ほか機関手一名三十弗 生鮑捕獲高每一万封度（介殻共）、各一名に対し各金二弗五十仙の割増金 漁具及機関手・漁夫の食料・宿舎等は、小谷氏の負担とす 手鉈捕獲法採用以来、乃ち現今の関係は左の如し。生鮑捕獲高每百封度に対し各一弗 機関手一名三十弗 書記一名二十五弗、雑使一名十五弗

漁具食料宿舎はすべて小谷氏の負担とす

第7. 販路の状況

製品の販路は目下桑港においてのみ開き、かつて長崎に輸出せることなり。桑港においては外商にしてこれが取引を熱望するもの多く、特に製造所まで来て直接に取引するものあり。且つその支払法も現金を以てし、極めて確実なるが、主として明鮑は外商に由りて清国各地に輸出せられ、缶詰は北米貿易株式会社により会社の商標の下に、主として在留同胞の間に供給せらる。乃ち左の如し。

Ch. Tetzen Co. 818 Battery St. S. F.,
 Mareuse Seymore. 508 Battery St. S. F.,
 北米貿易株式会社 (North American Merchandise Company.)
 Front St. Cor. Commercial St. S. F.,

第8. 製造売上高

今一千九百四年の統計に由れば、同年中加州南方において鮑の採鮑高は七十九万七千封度にして、内、肉は二万七千九百四十八封度。この価格七千一百九十九弗。介殻の重量八千九百三十封度にして、価格一千九百五十六弗。珠母の価格一千五百弗なりしという。然れども由来漁業統計の不完全なるをもって、実際収入はこれに数倍するものと知るべきなり。

而て小谷氏方に在ては、潜水機使用禁止までは一ヶ年平均六十万封度乃至八十万封度の間にありしが、その禁止後昨年八月より本年三月まで九ヶ月間において、既に二十一万封度を捕獲せるが、近来一日に対しては八千封度内外の捕獲あり。

その介殻は一噸二十五弗内外を以て外商の購う処となる。而してこれは桑港付近若しくは独逸等に送り、各種介細工の原料に供するという。而して内臓等は別に用途なきをもって海中に投棄す。

製品の価格等に至りては元より商機に属し、ここに明記する限りにあらずるも、今当桑港におけ

る市価を見るに左の如し。

明鮑一封度 二十五仙内外 鮑水煮缶詰一個 十 五 仙 以上小売値段

第9. 本邦仲買業者の不徳

前記小谷氏のポイント・ローボスに明鮑製造の業を開始するや、その販路を日本における本邦仲買商の手を経て清韓に開かんことを希望し、かくして横浜・神戸・長崎等においてこれが仲買人を詮索し、終に某氏の紹介に由り長崎市海産物仲買人某氏と特約し、乃ち三十一年四月二十八日をもって第一回の出荷を行い、その数積で十回に及びしが、従来同所製造の明鮑は一番と二番との区別を付し、形大にして且つ整齊なるものを一番とし、これに重ぐものを二番とし、日本に対してはすべての一番物のみを送付しつつあり。その取引方法は正金銀行荷為替となしつつありしも、中間二回の送金なかりしも当地においては先方の都合によることと思考し、引き続き送荷すること十回に及び。数量左の如し。

一回の送量二十箱（一箱に就き正味平均二百三十斤（和斤））

価格は毎百斤、最上七十三円、最低五十二円、平均六十円（但し運賃保険料共）

以上の如くにして一と先ず出荷を中止し、支払い未済高八百円に対し先方に照会せる処、程経て店主目下旅行中との返書来り、重いで関係銀行等の交渉数次を経るに及び、該品は運搬中に腐敗しあり。よりにて本店においてこれが支払をなし難しとの事なりしが、これは元より一時の口実に過ぎず。更に交渉する処ありしも何分文書の往復に時日を要し、終に法律上の時効を経過して訴訟を提起する能わず。

同店の不信実はこのみに止まらずして、これより稍や経て当桑港市堂本商店（現今の北米貿易株式会社）も前記仲買人のために四百円余の損害を蒙むりしという。かくの如きは実に商業家として不信実の至にして、重いで日米貿易の発達を障害し、現に目下は一切本邦へ出荷を止め、当地において一番二番とも販売しつつあり。却て支払い確実にして、且つその期日短少に手續少なき等、便宜少なからざるなり。

第10. 採鮑業の将来に就て

北米太平洋沿岸に於ける邦人の経営に属する事業中、その開始以来常に同一なる経路を辿り且つ波瀾の少なきは、恐く小谷氏の採鮑事業の右に出るものなかるべし。偶々昨年初春におけるその取締規則の改正は、聊か同事業に一つの頓挫を来たせるに似たりと雖も、現今は却て昔時に優るの景況を呈しつつあり。

以上は主としてその事業の撰択と経営のよろしきとに帰する処なるも、今当加州沿岸のみならず一般太平洋沿岸に於ける斯業の前途を見るに、なお発展すべきの余地充分なるを信ず。その桑港以南における状況はここに言を費すの要なしと雖も、その北部にしてシャートル Seattle に到る迄鮑の生息すること夥きものあるを以って、全体を通してその組織のよろしきを得ば、以って他日立脚の地を求むること敢て難きに非ざるのみならず、その需用地の主として清国に存するを以って、偶々この過産に陥るの恐れなきを信ず。

由来邦人のこの地に経営するもの、多くは他の白人と殆んど没交渉にして、その間互いに融和するもの少きを遺憾とす。故を以って邦人の経営する処はために純然たる日本殖民地の観を呈し、漸く他の嫉妬を招き排斥を叫ばしむ。これ元より事業の膨張に伴う自然の数なりと雖も、決して策の得たるものに非ず。先ず白人を己れが共同者となすか若しくはこれを使役するか、何れにしてもそ

の事業に就いて白人との交渉これ有る以上、自ら各自利害の関係よりして彼等の迫害を減ずるを得べし。これを昨年発行の雑誌「サンセット」に現われし日本人採鮑業に対する記事に徴するも、「鮑は由来吾が太平洋沿岸における一つの誇とすべきものなりしが、彼の日本人この地に来たりてより濫獲これ事とし、終に今日の如き取締法の制定を見るに至れり。海底における真珠を宿す鮑を絶滅せしむる惨殺者日本人は、鮑の滅亡に反して却て彼等は巨万の富を作るに至れり」等の如き、その他種々の機会によりて表わるる彼等の対日本観は、悉く日本人は初め無一文より来たりて忽ちに大なる富を獲得するということに存して、純然たる嫉妬とこれに伴うに将来に対する恐怖とを以てす。かくの如きは単り採鮑事業のみならず、凡ての事業に就いて最初大いなる注意を払うべきものにして、要は彼等とその利害を岐つによりてこれを減ずるを得べし。

以上の如くにして事業を経営するにおいて、比較的容易にその事業を発展せしめ得るを信ず。単り明鮑と言わずその灰鮑の如きも亦、多大なる需用を得るに足るべきも、彼の缶詰に至りては目下主として在留同胞に供給するを目的とすれども、移民法施行以来在留同胞の次第にその数を減ずる以上、今日の如く将来も大いなる需用を継続し得るや、聊か一考を要すべきものにして、畢竟するに本事業の目的は、その仲買の白人たると清国人とまた同胞たるとを問わず、純然たる清国輸出向けとなすにおいて、まさに大いなる需用を求め得べきを確信するものなり。

付 鮑に関する北米海関税法

北米合衆国においては全国に輸入する鮑にして、その缶詰なると煮乾品なると若しくは単に介殻なるとを問わず、何等の輸入税をも賦課することなし。

採鮑業に関する取締法 (加州漁業及狩猟規則摘要)

第六百二十八条 (前略) 通常取引上において黒鮑 Black abalone (*Haliotis Californica*) と称せらるる鮑は、その介殻にして外縁の長さ十二吋以下なるもの、或いはこの以外の鮑にして介殻の外縁の長さ十五吋以下なるものは、如何なる時においてもこれを購入し販売し取引を求め採取し捕獲し殺害し、若しくはこれを所持するもの、或いは本州内の水面において潜水服その他凡ての潜水機を使用して、鮑及び鮑の介殻を採取し捕獲し殺害し若しくはこれを所持するものは、本法によりて処断せらる。(一千九百零七年四月十五日制定)

第六百二十八条D (罰金並びに刑罰の件)

何人にてても本法第六百二十八条、第六百二十八条A第六百二十八条B及び第六百二十八条Cに違反する者は、二十弗以上五百弗以下の罰金、若しくは郡において有罪を宣告せられたる場合は、郡監獄において二十日以上百五十日以下の禁錮、若しくは罰金並びに禁錮とを同時に科することあるべし。(一千九百零五年四月十八日制定)

モンテレー湾に就いての取締法 (第四百十六条)

加州選出議員は一千九百零七年四月二十一日を以て左の通り協議制定せり。

第一節 モンテレー湾 Bay of Monterey 内において保護すべき介類その他無脊椎動物、並びにその区域に就いては、左の通相定む。

モンテレー湾口南方におけるポイント・ピノス Point Pinos の先端より起り、これよりシーサイド Sea Side の南端に至り、該湾の東岸迄引ける一直線と、合衆国測

量部によりて定置せられ、Monterey 3. N. O. T. C. & G. S. Sta. と記入しある標識と海岸線に沿うて、前記基点より該湾に沿うたる線の囲む区域。

第二節 何人にてても前記の区域内において、商業上の目的を以って如何なる介類若しくは無脊椎動物類を捕獲し採取し或いは運搬する能わず。

第三節 何人にてても本則の禁を犯すものは、五百弗以下或いは郡監獄において九十日以下の禁錮或いは両刑を科することあるべし。

第四節 本則は制定の日より執行す。